

大町市広告掲載要綱

大町市広報広告掲載に関する要綱（平成20年告示第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、市民サービスの向上と地域経済の振興を図るため、広告媒体として市の財産に有料広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）広告媒体 次に掲げる市の財産をいう。

ア 広報おおまち

イ 市の公式ホームページ

ウ 市のケーブルテレビ

（2）広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

（3）申請者 広告を掲載しようとする者をいう。

（4）広告主 広告を掲載する者として決定を受けた者をいう。

（広告掲載の範囲）

第3 広告媒体に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1）法令又は条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの

（2）公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの

（3）政治活動、宗教活動若しくは個人的宣伝に関するもの又は意見広告、求人広告
その他これらに類するもの

（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に関するもの

（5）貸金業法（昭和55年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの

（6）虚偽、誇大な表現その他表示が不適切なもの

（7）市民に不利益を与えるおそれのあるもの

（8）広告の内容に関して市が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの

（9）その他公益上支障があると認められるもの

2 前項各号に関する基準及びその他広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

（広告掲載者の資格）

第4 広告の掲載をすることができる者は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

（広告の規格、募集方法等）

第5 広告の規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料等は広告媒体ごとに市長が別に定める。

（申請者の責任）

第6 広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、申請者がその責めを負う。

(広告掲載料の納入)

第7 広告の掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取り消すことができる。

(1) 広告主がこの要綱又は広告媒体ごとに定める事項に違反する事実が発見されたとき。

(2) 広告主に起因する事件等が発生したとき。

(3) その他広告掲載に支障があると市長が認めたとき。

2 広告掲載の取り消しにより、広告主に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

(広告掲載料の不還付)

第9 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告掲載ができなかつたときは、還付することができる。

(大町市広告審査委員会)

第10 広告の掲載可否、その他必要な事項を決定するに当たって必要な審査をするため、大町市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は副市長とし、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、総務部長がその職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

7 委員会は、過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員会は、会議の結果及び経過を市長に報告するものとする。

10 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

11 委員長において会議を招集する必要がないと認める事件及び緊急にして会議を開くいとまがないときは、書面の合議によりこれを代えることができる。

12 委員会の庶務は、総務部庶務課において行う。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大町市広報広告掲載に関する要綱（平成20年告示第6号）の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表（第10関係）

部局課名	職名
総務部	総務部長
	総務部庶務課長
	総務部企画財政課長
民生部	民生部長
	民生部市民課長
産業建設部	産業建設部長
	産業建設部商工労政課長
	産業建設部観光課長
水道部	水道部長
教育委員会	教育次長